

農地有効活用総合対策事業実施要領

制 定 平成17年4月1日付け農営第1043号

改 正 令和7年4月1日付け農営第1022号

(趣旨・目的)

第1 この要領は、地域農業の持続的発展と集落機能の維持・活性化を図るため、耕作放棄地の解消とその発生防止、農地の集積・集約、未整備農地（過去には場整備をしていない農地をいう。以下同じ）などの有効活用を総合的に進める「農地有効活用総合対策事業」に関し、事業の種類、内容、要件及び手順等について必要な事項を定める。

(事業の内容)

第2 農地有効活用総合対策事業の内容は、以下のとおりのものであるとする。

1 耕作放棄地再生・活用支援

(1) 事業の内容

農地利用者（農地所有者を除く。(4)において同じ。）が行う耕作放棄地の再生作業等に係る取組を支援する。

(2) 事業実施主体

事業実施主体は、市町、農業委員会又は県民局（センター）長が認める団体とする。ただし、「県民局（センター）長が認める団体」は、以下の要件を満たすものとする。

ア 農業経験のある者が参加していること。

イ 代表者の定めがあること。

ウ 当該団体に以下の内容を定めた規約等があること。

(ア) 組織及び運営

(イ) 組織運営の意思決定の方法

(ウ) 機械・施設等の利用及び管理

(3) 補助額

補助額は、1号遊休農地については30,000円/10a、再生困難な農地については50,000円/10aとする。

(4) 事業対象

事業対象は、以下のア及びイの要件を満たす農地とする。

ア 事業実施年度の前年度から事業実施年度の間に、農地中間管理機構を通じて農地利用者が借り受ける農地であること。

イ 農地法（昭和27年法律第229号）第32条第1項第1号に規定する遊休農地、又は遊休農地に関する措置の状況に関する調査要領について（令和3年6月14日付け3経営第823号農林水産省経営局農地政策課長、3農振第713号農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課長通知）第2(1)シ(ア)5に規定する再生利用が困難な農地（農地利用者が賃借権その他の使用収益権を有しており、自ら耕作せず荒廃化した農地を除く。）であること。

(5) 留意事項

再生利用が困難な農地で事業を実施する場合は、周辺の農地との一体的な活用を図ることとする。

2 耕作放棄地粗放的利用支援（国事業：農山漁村振興交付金のうち最適土地利用総合対策（最適土地利用総合事業））

中山間地域の活性化を図るため、地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地及び粗放的利用を行う農地等を区分した上で、土地利用構想の策定や、その実現に必要な農用地保全のための活動等に係る次の取組を、農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）実施要領（令和5年4月1日付け4農振第3520号農林水産省農村振興局長通知。以下「最適土地利用総合対策実施要領」という。）の規程により支援する。

(1) 農用地保全推進事業

最適土地利用総合対策実施要領別表1の事業メニュー1（1）～（6）

(2) 農用地保全整備事業

最適土地利用総合対策実施要領別表1の事業メニュー2（1）

3 耕作条件改善支援

(1) 事業の内容

農地利用者が借り受ける農地の耕作条件改善に必要となる次の経費を支援する。

ア 畦畔除去（区画拡大の際に障害となる畦畔の除去。）

イ 暗渠排水設置（排水不良を改善するための暗渠排水の設置。）

ウ 石礫除去（耕作の障害となる石礫の除去。）

(2) 事業実施主体

事業実施主体は、市町、農業委員会又は県民局（センター）長が認める団体とする。ただし、「県民局（センター）長が認める団体」は、第2の1の(2)のアからウの要件を満たすものとする。

(3) 補助額

補助額は、土畦畔除去については5,000円/10m、コンクリート畦畔除去については15,000円/10m、暗渠排水設置については5,000円/10m、石礫除去については40,000円/10aとする。なお、石礫除去の農地利用者1人あたりの補助上限額は160,000円とする。

(4) 事業対象

事業対象は、以下のアからウの要件を満たす農地とする。

ア 事業実施年度の前年度から事業実施年度の間に、農地中間管理機構を通じて農地利用者が新たに借り受ける農地であること。

~~イ 過去に基盤整備事業等が実施され、かつ再整備が当面予定されていない農地であること。~~

~~ウ (1)のア及びイについては、1区画の面積が30a未満の農地であること。~~

エ (1)のウについては、石礫除去の施工に経費を要する農地であること。

~~4 未整備農地集積奨励支援~~

~~(1) 事業の内容~~

~~未整備農地を新たに借り受けて長期活用する農地利用者の取組に対し、奨励金を交付する。~~

~~(2) 事業実施主体~~

~~事業実施主体は、市町とする。~~

~~(3) 交付額~~

~~交付額は、未整備農地（一般）については20,000円/10a、未整備農地（悪条件地[※]）については40,000円/10aとする。~~

~~※ 急傾斜地（傾斜度1/20以上）の農地、または進入路が狭く機械作業が困難な農地等~~

~~(4) 事業対象~~

~~事業対象は、以下のアからカの要件を満たす農地とする。~~

~~ア 事業実施年度の前年度の3月1日から事業実施年度の2月末日までに、農地利用者が新たに耕作するために、農地中間管理機構を通じて借り受ける未整備の農地であること。~~

~~イ 農地利用者が交付時点で農地中間管理機構から借り受けている農地の合計面積が、個人経営体については1.0ha以上、法人経営体については5.0ha以上であること。ただし、借り受けた未整備農地での農地利用者の主たる経営作物が野菜・果樹等の高収益作物の場合、個人経営体については0.1ha以上、法人経営体については0.5ha以上とする。~~

~~ウ 事業実施年度までに整地工を伴う基盤整備事業等が実施されておらず、かつその予定がない農地であること。~~

~~エ 農地利用者及び同一世帯員の自己所有地以外の農地であること。~~

~~オ 過去に農地利用者及び同一世帯員が本支援又は条件不利農地集積奨励事業実施要領（平成28年4月1日付け農営第1187号兵庫県農政環境部長通知）に基づく奨励金の交付を受けていない農地であること。~~

~~カ 奨励金の交付があった当該年度末から5年間以上、農産物を栽培することが見込まれる農地であること。~~

~~5 分散農地集積奨励支援~~

~~(1) 事業の内容~~

~~既経営地に接続しておらず、移動に時間を要する農地（以下「分散農地」という。）を~~

~~新たに借り受けて長期活用する農地利用者の取組に対し、奨励金を交付する。~~

~~(2) 事業実施主体~~

~~事業実施主体は、市町とする。~~

~~(3) 交付額~~

~~交付額は、10,000円/10aとする。~~

~~(4) 事業対象~~

~~事業対象は、以下のアからオの要件を満たす農地とする。~~

~~ア 事業実施年度の前年度の3月1日から事業実施年度の2月末日までに、農地利用者が新たに耕作するために、農地中間管理機構を通じて借り受ける農地であること。~~

~~イ 農地の借り受け時において、農地利用者の既経営農地に接続していない農地（1ha以上の集約された団地[※]を除く）であること。~~

~~※ 以下のいずれかに該当する、一連の農作業の継続に支障が生じない2筆以上の隣接する農地。~~

~~(ア) 畦畔で接続する農地~~

~~(イ) 農道又は水路等を挟んで接続する農地~~

~~(ウ) 各々一隅で接続する農地~~

~~(エ) 段状に接続する農地~~

~~(オ) 借受希望者の宅地に接続している2筆以上の農地~~

~~ウ 農地利用者及び同一世帯員の自己所有地及び既経営農地以外の農地であること。~~

~~エ 過去に農地利用者及び同一世帯員が本支援又は地域農地管理事業実施要領（平成30年4月2日付け農営第1144号兵庫県農政環境部長通知）第4の3(2)に基づく奨励金の交付を受けていない農地であること。~~

~~オ 奨励金の交付があった当該年度末から5年間以上、農産物を栽培することが見込まれる農地であること。~~

(予算の執行)

第3 予算の執行は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 農林水産部長は、毎年度予算の範囲内において、本事業の効率的かつ効果的な執行を確保するため要望の把握に努めるとともに、県民局（センター）長に対し、当該年度における執行可能な予算の上限を示すものとする。なお、要望額が予算額を超える場合については、別表1に基づき優先して配分する。
 - (2) 県民局（センター）長は、前号で示された予算の範囲内において、第4の(2)で承認した事業実施計画の実施に要する経費について交付する。
 - (3) 本事業の適正な推進のため、必要が生じたときは、農林水産部長、県民局（センター）長及び事業実施主体において随時協議を行うものとする。
- (事業実施計画の申請及び承認等)

第4 事業実施計画の申請及び承認等は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 事業実施主体は、事業実施計画の承認申請書（別紙様式第1号）及び事業実施計画書（別紙様式第1-1～2号）を作成し、同様式に示す必要な資料を添付の上、市町長を経由して所管の県民局（センター）長に事業計画の承認を申請するものとする。なお、市町長が事業実施主体となる場合は、直接県民局（センター）長へ申請する。
 - (2) 県民局（センター）長は、前号に基づく申請を受理したときは、これを審査し、適当と認められる場合は、これを承認して事業実施主体に通知する（別紙様式第2号）とともに、当該事業実施計画の写しを速やかに農林水産部長に提出するものとする。
- (事業実施計画の変更)

第5 事業実施主体は、事業実施中に事業実施計画の内容等に、次の各号のいずれかに該当する変更が生じた場合には、速やかに第4の規定に準じて変更申請を行い、必要な承認を得なければならない。

- (1) 事業内容毎の補助金額の30%を超える増減
 - (2) 事業目的及び効果に影響する事業内容の変更（ただし、事業細部の軽微な変更を除く。）
- (事業の廃止)

第6 事業実施主体は、事業を廃止する場合には、事業廃止届（別紙様式3号）を作成し、市町長を経由して第4の規定に基づく承認者である県民局長等に提出するものとする。

(事業の完了報告及び実施状況報告)

第7 事業の完了報告及び実施状況報告は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 事業実施主体は、事業が完了したときは、事業完了後1ヶ月を経過する日又は事業実施年度の年度末のいずれか早い日までに、事業完了報告（別紙様式第4号）と事業完了報告書（別紙様式第1-1～2号）を作成し、同様式に示す資料のうち必要なものを添付し、市町長を経由して県民局（センター）長に報告を行うものとする。市町長が事業実施主体となる場合は、直接県民局（センター）長へ報告する。県民局（センター）長は、事業実施主体から報告を受けたときは、提出のあった資料の写しをすみやかに農林水産部長に提出するものとする。
- (2) 事業実施主体は、事業実施年度の翌年度から5年間、各年度の3月31日までに、当該年度における事業実施状況報告（別紙様式第5号）を作成し、同様式に示す資料のうち必要なものを添付し、市町長を経由して県民局（センター）長に報告するものとする。市町長が事業実施主体となる場合は、直接県民局（センター）長へ報告する。

(補助金の返還)

第8 県民局（センター）長は、次の各号に該当する場合に、事業実施主体に対し、補助金を

返還させる措置を講じるものとする。ただし、土地収用や天災その他不可抗力等、農地利用者の都合によらない場合は、この限りでない。

(1) 事業実施計画書又は事業完了報告書に虚偽があった場合

(2) 事業を実施していなかった場合

(3) 第7の(2)の期間において、事業の目的及び要件を満たさなくなったことが明らかになった場合

(証拠書類の保管)

第9 事業実施主体は、事業実施計画書、事業完了報告等補助金の交付に関する証拠書類及び経理書類について、事業完了年度の翌年度から5年間保存するものとする。

(事業の推進指導)

第10 県民局（センター）長は、本事業が円滑に推進できるように、関係機関、市町、市町農業委員会、農地中間管理機構及び農業団体等との連携を密にし、推進指導が適切に行われるよう努めるものとする。

(報告及び検査)

第11 県民局（センター）長は、本事業が適切に実施されたかどうかを確認するため、本事業に関係する機関に対し、必要な事項の報告を求めること及び現地への立ち入り調査を行うことができるものとする。

(その他)

第12 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年1月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年6月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。